

パートナーシップの多様性と段階性 ——同性パートナー制度の家族論的意義——

久保田 裕之

KUBOTA, Hiroyuki

(日本大学文理学部准教授)

1. はじめに：自治体による同性パートナー制度の展開

同性婚や同性パートナー制度¹を含む性的マイノリティの権利保障に向けた動きは、日本でもここ数年で大きな展開を見せている。たとえば、2016年6月に札幌市が人口200万人を超える政令指定都市で初めて同性パートナー制度を制定したことで、同様の制度をもつ自治体は、全国で6都市を数えることになった。周知の通り、世田谷区は渋谷区に続いて日本で2番目に同性パートナー制度の導入を実現した自治体であるだけでなく、後に世田谷方式と呼ばれる条例ではなく要綱に基づく証明書の発行を発案し、続く4つの自治体すべてがこれを踏襲する形になった点にも特徴がある。こうした先駆的な自治体の動きは、テレビやニュースでも連日のように大きく取り上げられることとなり「LGBT」²といった用語が、一部の誤用も含めこれほど急速に人口に膾炙するとは、5年前には想像もできなかった。国政レベルでも、2015年には参議院本会議において歴史上初めて（否定的にはあれ）同性婚が言及されるなど（朝日新聞2015/2/18）、ひとまずこの問題を国レベルの政治的 이슈に引き上げた渋谷区と世田谷区、および関連運動団体の貢献は決して小さくない。

ここで、（狭義の）同性婚とは婚姻法を改正するなどして男女の区別無く結婚が可能な仕組みを指し、これに対して、結婚ではない別の仕組みを使って同性カップルにも結婚した異性カップルの権利保障の全部または一部を与えるものは一般に（広義の）同性婚や準結婚などとも呼ばれるが、ここでは同性パートナー制度と総称する。同性パートナー制度は、ドメスティック・パートナー制度、シビル・ユニオン制度、市民協約制度など様々な形態を取るが、その内容は、病院や刑務所での面会、意思決定の代理にはじまり、子どもとの関係や相続など多岐にわたる。それゆえ、最も手厚く結婚と同等の権利が保障される場合、（狭義の）同性婚との違いは制度と名称の違いのみになる。

これまで、一般的に同性パートナー制度は最終的には同性婚に至る過渡期的形態、いわば中間ステップであり、自治体レベルのパートナー制度はその第一ステップのように捉えられてきた。これに従えば、同性パートナー制度は同性婚に足る過程での過渡期的な中間的な制度であり、最終的に同性婚が実現されれば必要なくなる種類のものだということになる。たしかに歴史的にも、同性パートナー制度は、結婚が異性カップルのものであるのに対して、結婚が認められない同性カップルのための部分的な権利保障として始まり、その後は、結婚という名称を除いて結婚と同じ権利義務を保障するものとして位置づけられ

てきた（Chauncey2004=2006）。実際、最終的には婚姻法を改正して同性異性にこだわらない結婚制度が成立した暁には、その役割を終えて結婚に吸収されて消滅するケースもある。

しかし、同性パートナー制度は、単に同性カップルの権利保障に向けた中間ステップとして重要な意義を持つと同時に、同性カップルのみならず結婚を含む私たちのあらゆるパートナーシップの多様性について考える上で、極めて重要な視点を提供してくれると考えられる。

そこで本稿では、現在自治体レベルで進行している同性パートナー制度の制定が、同性カップルの権利保障を超えて持ちうるインパクトについて検討する。すなわち、深刻化する未婚化・晩婚化の背景にある「結婚への跳躍」という問題に対して、結婚に満たないパートナー制度を通じて、多様性のみならずパートナーシップの段階制という論点を提起したい。具体的には、世田谷区などが主導する自治体レベルの同性パートナー制度について概観したうえで（2節）、こうした同性パートナー制度が婚姻とは異なる独自の意味を持ちうるのかについて検討することを通じて（3節）、とりわけ同性のみならず異性カップルや、必ずしも恋愛に含まれない共同生活をも含めたパートナーシップの多様性と段階性についての議論を提起していく（4節）。

2. 同性カップルに対する権利保障の拡大過程と日本の状況

欧米を中心に広がりを見せる性的マイノリティの権利要求運動は、結婚に準ずる／と同等の法的な権利保障を経て、多くの国で婚姻法の改正による狭義の同性婚の実現へ局面を移している。たとえば、ヨーロッパでは1998年にデンマークが初めて結婚に準ずる同性パートナー制度の導入に踏み切り、婚姻に準ずる法的保障が欧米各国に広がっていくと、同性パートナー制度と婚姻制度という二重の制度が問題化されるようになる。こうした中から、オランダが2001年に世界で初めて狭義の同性婚を制定すると、波及し、現在では欧州の数十の国と地域で婚姻が可能になっている。他方で、アメリカでは2003年にマサチューセッツ州が最初のドメスティック・パートナー制度を制定し、ハワイ州がパートナーシップ制度を、ヴァーモント州がシビル・ユニオン制度と呼ばれる結婚に準ずる制度を制定すると、全米各地で同性婚反対の機運が高まり、州憲法で同性婚を禁じる「婚姻防衛法 DOMA」が制定されていく（Chauncey 2004=2006）。これに対して、2003年にはマサチューセッツ州最高裁が同性婚による同性カップルの権利保障の必要性を示すと、最終的に2015年6月に連邦最高裁が同性婚が連邦憲法修正14条によって保障された権利である（同性婚の禁止が連邦憲法違反である）旨を判示し、以後は州の判断で同性婚を認めることが可能になった（棚村・中川 2016:128）。他方で、アジアに目を向けると、2017年5月に台湾の憲法裁判所にあたる司法院大法官会議は、結婚の前提を男女間と限定した民法の規定が、憲法の趣旨である婚姻の自由と平等に反するとする解釈を示し、2年以内の立法を求めたことで、何らかの形でアジア初の同性婚が法制化されることがほぼ確実となった（日経新聞 2017/5/24）。

これに対して、日本は現時点で何ら性的マイノリティに対する権利保障を持っておらず、内外からの圧力にもかかわらず国政レベルでの法制化については議論が停滞している。具体的には、2015 年に保守的なカトリック勢力のお膝元であるローマで、イタリアにおける同性パートナー制度が導入されると（毎日新聞 2016/5/12）、G8 諸国の中でも国政レベルで何ら同性カップルの権利保障を持たないのは日本だけとなった。現在、日本で同性カップルが法的保障を得ようとする、養子縁組を行うか、財産や扶養に関する契約を公正証書にするしかない（棚橋 1995）。もっとも、同性婚が認められた外国で結婚するための独身証明書の発行は可能であるため、日本を離れて海外で結婚して挙式を上げようとする同性カップルは存在するが、こうした海外での同性婚の効力は日本では生じない。こうした同性カップルに対する差別と無権利状態は、国連の自由権規約委員会から勧告（2014 年 7 月）を受けており、2015 年には同性カップルら 455 人が日弁連に人権救済申し立てを行っている。にもかかわらず、たとえば安倍首相は国会答弁の中で憲法 24 条との関係で同性婚の法制化に慎重な姿勢をみせるなど、性的少数者の権利保障に向けた国政レベルでの議論は遅々として進まないというのが現状である。

こうした中で、2015 年ごろから、国政レベルでの法制化を待たずに、法的効力に乏しいながらも独自に同性パートナー制度を実施する自治体が生まれており、世田谷区もその筆頭にあげられる。既に述べたように、2015 年 11 月の東京都渋谷区、および同日の世田谷区に始まり、翌年 4 月には三重県伊賀市、6 月に兵庫県宝塚市、7 月には沖縄県那覇市と立て続けに世田谷区と同じ要綱方式での制度運用が始まり、1 年明けて 2017 年 6 月には当初の予定から 2 ヶ月遅れて北海道札幌市が政令指定都市で初めて制度の運用を開始した（表 1）。一見すると共通点もなさそうにみえる 6 都市であるが、前例の少ない取り組みとして相互に連携を取りながら、地域の実情合わせて制度設計を行い、利用者の声を拾い上げながら少しずつ改善していることがうかがわれる。また、2017 年 11 月 1 日時点の資料（渋谷区 2017）によると、制度の利用実績の延べ件数には自治体によって大きくばらつきがあることがうかがえる。

表 1：同性パートナー制度を持つ自治体（2017 年 11 月時点）（渋谷区 2017 を元に作成）

施行年月	自治体	人口（人）	名称	方式	延べ件数
2015 年 11 月	東京都渋谷区	22.5 万	パートナーシップ証明	条例	24
2015 年 11 月	東京都世田谷区	90 万	パートナーシップ宣誓	要綱	56
2016 年 4 月	三重県伊賀市	9.5 万	パートナーシップ宣誓	要綱	4
2016 年 6 月	兵庫県宝塚市	22.5 万	パートナーシップ宣誓	要綱	0
2016 年 7 月	沖縄県那覇市	32.3 万	パートナーシップ制度	要綱	18
2017 年 6 月	北海道札幌市	196.2 万	パートナーシップ宣誓	要綱	31

さらに詳しく見ていくと、制度を利用する際の要件や、得られるメリットについても自治体によってばらつきがあり、ここにも地域の特性や策定の経緯が関係していると考えられる（表 2）。たとえば、同性パートナー制度の対象として、初発の渋谷区は、たとえばまた、男女平等条例の中にパートナー制度を組み込む形で運用している渋谷区では、同性カップルに対して夫婦と同等に区営住宅の入居資格を認めるほか、区内の民間の医療機関や不動産業者に対してパートナーシップ証明書を持つ同性カップルを夫婦と同等に尊重することを義務づけている。これに対して、世田谷区をはじめ要綱方式をとる他の自治体では、市区町村が経営する区／市民病院での扱いのほか、条例の改正や解釈などを用いて区／市営住宅への入居資格を認めるなど、制度の効果はいわば自治体の「対内的」効果にとどまる。

表 2：制度利用の効果（2017 年 11 月時点）（渋谷区 2017 を元に作成）

自治体	パートナーシップ宣誓／登録の効果	方式
渋谷区	区内の医療機関・不動産業者等でのパートナーシップ証明の尊重（罰則あり） 区営住宅の入居資格	条例
世田谷区	区営住宅の入居資格	要綱
伊賀市	市民病院での手続き／市営住宅の入居資格	要綱
宝塚市	市立病院での手続き	要綱
那覇市	市営住宅の入居資格／市立病院での手続き	要綱
札幌市	なし	要綱

他方で、自治体レベルの同性パートナー制度であるがゆえの課題も多く指摘されている。なかでも最も重要な批判は、強い拘束力を持たない点と、あくまで自治体内でしか効力を持たない点である。たとえば、条例方式をとる渋谷区では、形式的には区内の医療機関・不動産業者などに同性カップルを異性夫婦と同等に尊重し最大限配慮する義務を課し、助言や指導に従わない場合は是正勧告や事業者名の公表といった罰則まで規定している（15 条）ものの、どこまで実効性があるかは心許ない。これに対して、要綱方式をとる残りの 5 自治体では、条例方式に比べて明確な法的・民主的基盤を持たない制度運営のため、いっそう象徴的な色彩が強いといえる。また、条例方式をとる渋谷区は、証明書の発行の要件として公正証書の作成を求めており、この費用として 5 万円から 8 万円が必要となる点も、異性カップルが無料で結婚できることとの対比で批判も集まっている（渋谷区 2017）。

もっとも、既に多くの権利が制度化された欧米諸国でも、程度の差こそあれ、最初はこうした地方自治体レベルのパートナー制度の導入が第一ステップとなっている点は留意する必要があるだろう。

3. 結婚に満たない同性パートナー制度が持つ意義

では、同性婚を目指す運動の中である意味妥協の産物として登場した同性パートナー制度は、どのような社会的意義を持っているといえるだろうか。以下では、主に国政レベルでの同性パートナー制度を念頭におきつつも、自治体レベルの同性パートナー制度に関する渋谷区の調査報告書（2017）などを参照しながら、無権利状態からの承認として（1）、同性婚に向かう中間ステップとして（2）、新たな差別的カテゴリーとして（3）、その上で、異性カップルも含む新しい関係の選択肢（4）としての側面について、順に整理していこう。

（1）無権利状態からの承認

第一に、同性パートナー制度がその内容に先駆けて、同性カップルが最初に条例や法律に明記される経験として、象徴的な意義を持つ点が上げられる。つい権利の内容に目を奪われがちだが、これまで異性愛中心の社会の中では「居ないもの」「存在しないもの」とされてきた同性愛者、とりわけ同性カップルが、条例や行政文章の中に正式に登場すること、とりわけ、自治体から公に承認されることが持つ象徴的な効果は重要である。たとえば、渋谷区が行ったパートナーシップ証明の利用者に対する個人調査の中でも、「渋谷区では守られている。強気でいられる」「税金を払っていることが嬉しい」「今までずっと嘘をついたり、こそこそ隠れたりしたことを行政から認めてもらえる。自分の中ではとても大きなこと」「選挙自体もしっかり行くようになった（略）」「政治的なことも話をするようになりました」（渋谷区 2017:34）といった語りが紹介されている。無視・無権利状態から、まさに同性パートナー制度を利用することを通じて、承認と社会参加・政治参加が促されている場面であると考えられる。

これに加えて、たとえ法的な拘束力が十分でないとしても自治体による同性愛者および同性カップルの承認が重要な意味を持つのは、啓蒙や波及効果を期待できるからである。言い換えると、直接権利を与えることはないとしても、権利を求める人々を可視化し、権利に満たない承認を与えることで、権利を与えるための経験や環境を準備することはできる（二宮 2007:24）。実際、日本における自治体レベルの同性パートナー制度が広がる中で、多くの企業がそれに賛同を表明し、同性パートナーに携帯電話の「家族割」が適用されたり（docomo, au, SoftBank）、保険の受取人に同性パートナーを指定できるようになったり（アフラック、オリックス等）、やマイルや特典航空券などの譲渡先として同性パートナーを指定できるよう（ANA、JAL）にすることを明らかにした。私企業がこうした制度に賛同する背景には、もともと外資系企業のリベラルな風土があったり、長年社内の福利厚生を社員の同性パートナーに広げてきた歴史があったり、単に流行にのった企業イメージ戦略であったりするかもしれない。また、以前から暗に認められていたものを公式に追認したに過ぎないケースや、住民票の提出を証明書に替えて簡素化したに過ぎないケースもあるよう

だが、こういったケースでさえも自治体によるお墨付きが追い風になったことは疑えないだろう。

（２）同性婚に向けた権利獲得の中間段階

第二に、これまでもみてきたように、たとえ結婚と同等の権利が保障されないとしても、同性パートナー制度は同性婚に向かう現実的な中間ステップとして評価することができる。あらゆる権利がそうであるように、一足飛びに完全な権利が保障されることは容易に想定し難い以上、どこかに中間段階として不完全な権利保障を伴う制度が出現することは致仕方ないともいえる。実際に、渋谷区の利用者の声からも、パートナーの手術の際に証明書のコピーを提示して説明した例や、保険契約のときに活用した例、住宅ローンや不動産契約の際活用できそうだという声が上がっている反面、「(国に) 同じようなの、作ってくれたら良いのに」「(企業は対応しているのに) この国からは、あなたたちは他人です、って言われてるのが、少し不満な心情です」「(同性婚は) 欲しいです。楽だろうな、って」といったように、国政レベルの制度に至らないことや、同性婚ではないことへの不満もある(渋谷区 2017:29,36)。

もっとも、現在の日本の自治体レベルの同性パートナー制度においては、制度自体から得られる利益は微々たるものであり、中間ステップというよりも第一ステップという色彩が強い。当事者にとっては重要な権利であることは間違いないとしても、およそ前述した、区／市立病院での扱いや、区／市営住宅への入居資格に限られているのが現状である。他方で、条例方式をとる渋谷区に至っては、制度の利用によって生じる法的効果は、ほぼ全てがパートナーシップ証明の要件である公正証書を原因とするものであり、パートナー制度への登録自体によって生じるものではないことにも注意が必要である。それゆえ、日本の同性パートナー制度が第一ステップを超えて、真の意味で中間ステップとしての役割を果たすためには、国政レベルでのパートナー制度の制定を待つ必要があるだろう。

実際、現在同性パートナー制度を持っている 6 つの自治体には、日本中の自治体から様々な問い合わせや視察が来ており、なかには有数の政令指定都市もあるという。国政レベルでの権利保障についての議論が停滞している状況を尻目に、地方自治体ではもう少し同性パートナー制度が広がりを見せていく可能性がある。

（３）新たな差別的カテゴリーの創出

第三に、しかし裏を返せば、こうした同性パートナー制度の「中間的」性質は、結局のところ結婚に満たない二流の結婚でしかない新たな差別的カテゴリーの創出に過ぎないのではないかという否定的な評価にもさらされることを意味している。実際、アメリカにおいても同性婚を求めて戦われた裁判の結果、妥協の産物として制度化された初期の同性パートナー制度は、結婚によって与えられるはずの権利のうち重要なものを欠く不完全なも

のであった。もちろん、そこから徐々に結婚と同等の権利を獲得するとしても最終的には、結婚という名称か否かが大きな問題になってくる。アメリカの歴史学者 G・チョーンシーは「結婚に付随する最も重要な権利は、結婚という言葉そのもの」だという弁護士の言葉を引用している。(Chauncey 2004=2006:182)。権利の内実において、また、最終的にはその名称において、同性パートナー制度は、不完全な二流の結婚に過ぎないという厳しい見方も外的外れではないだろう。とりわけ、同性婚が実現されていなかった 1990 年代ならまだしも、既に欧米を中心に現実化・一般化しつつある現代において追随する国がいまさら同性パートナー制度を経る必要が無いのではないかという意見もある。たとえば、現時点で同性カップルに対する法的保障を持たない日本は直接同性婚を制定すればよく、間に同性パートナー制度を介在させることは、むしろ同性愛者を二級市民化する点で差別的な効果を生むことを懸念する意見もある。仮に、最終的には同性婚に至る道筋だとしても、同性カップル当事者や活動家の負担も大きく、それでは「この法的保護が欲しい、あの法的保護が必要だと主張して、苦痛に満ちた階段を一步ずつ進んでいくようなもの」(Chauncey 2004=2006:180) なのかもしれない。

反面、同性パートナー制度がその権利保障において、あるいは権利保障において遜色ないとしてもその名称において、結婚に満たない二流の結婚として位置づけられることで、逆説的に、同性パートナー制度を広げてきたという側面もある。具体的には、保守派がこうした制度の導入を飲み下すための一つの方便にもなっている。たとえば、フランスの同性パートナー制度とされる PACS (民事連帯契約) は当初、あくまで結婚は異性カップルのものであり、同性カップル異性カップルも利用できる非結婚的な制度として導入された経緯がある(角屋 2004)。カトリック保守勢力の強いイタリアで遅れて成立した同性パートナー制度もこうした力学と無関係ではない。このような「妥協の産物」「落としどころ」としての同性パートナー制度の歴史は、逆説的ではあるが、まさに同性パートナー制度がある意味で差別的なカテゴリーであるからこそ可能になっている。しかし、まさにこのようにして打ち込まれた楔を足がかりとして、結婚と同等の権利の獲得と、同性婚の成立に向けた道を歩んできたともいえる。

(4) 異性カップルも含む中間的関係の選択肢

最後に、同性カップルのみならず、異性カップルに対する新しい関係の選択肢としても、同性パートナー制度が重要な意味を持ちうるという家族論的意義を指摘したい。なぜ同性パートナー制度が異性カップル等に対して意味を持つのかといふかしがられるかもしれないので、この点についてはもう少し詳しい説明が必要であろう。ここで、同性パートナー制度としてのうち、ドメスティック・パートナー制度や、シビル・ユニオン (市民協約) 制度と呼ばれるものは、仕組みとしては個人間の共同生活上の契約を行政がオーソライズするといった色彩が強く、性愛関係の保護というよりも共同生活関係の保護に重点が置か

れている。それゆえ、同性カップルの共同生活を保護するだけでなく、「結婚は可能であるが（今は）望まない」という異性カップルにも利用可能な形で制度化されるケースも少ない(中川2016:218)。実際、当初は同性家族の増加を促すものとして議論されていた PACS（民事連帯契約）の登録者は同性カップルよりも異性カップルが多く、2009 年のパックス登録数の 94%が異性間の契約であったという（船橋、2011：210）。

この背景には、同性カップルが結婚の権利を求めてきた一方で、とりわけヨーロッパでは逆に異性カップルが結婚から撤退しつつあるという状況がある。たとえば、子どもの母親のうち法律婚をしていない母親の割合である婚外子率の国際比較をみると、ヨーロッパでは婚外子率は年々上昇し、アメリカ、イギリスは 40%近く、フランス、スウェーデンなど 50%を超えている国もあり、年齢が下るほどこの割合は高くなる(厚生労働省 2015)。もちろん、こうした婚外子すべてが未婚の子どもというわけではなく、実際には両親や親の再婚相手と共同で生活しているにもかかわらず、事実婚状態を継続する結果が、婚外子率となって現れていると考えられる。こうした対応が可能になるためには、子どもに対する社会保障が両親の婚姻状態に左右されないような制度が前提となっているものの、もはや結婚はかならずしなければいけないもの、最初にすべきものから、しなくても差し支えないもの、特別な事情や機会があったらするものへと、その地位を変化させてきたことが大きい。親密なパートナー関係は個人間の純粋な関係であり、それを国家に届けだす必要はないと考える異性カップルが高齢期を迎えて相続などの面で保障がある民事契約の形を選ぶようになってきたと考えられる（船橋、2011：210）。

この点、性的マイノリティの権利保障という観点からも、同性パートナー制度を同性間のみに限定するのはある意味で別の問題を生むことにもなる。たとえば、日本の自治体レベルの同性パートナーシップの中でも、札幌市の制度は、対象を戸籍上の同性カップルではなく、性的マイノリティといったばかした表現を用いている。これは、ゲイやレズビアンといった同性愛者のみならず、トランスジェンダーやトランスセクシュアルといった戸籍上の性別と社会生活の性別が異なるようなケースでは、厳密に戸籍上の同性のみに制度を限定しようとする、いくつかの組み合わせでは対象から外れてしまうからである。たとえば、戸籍上は男性だが、女性として社会生活を送っており、戸籍上女性と同性パートナー制度を利用しようとする場合、戸籍上は結婚可能な異性カップルとなるため、札幌市以外の制度は利用できないことになる。もちろん、結婚できるならばいいではないかと思われるかもしれないが、たとえば戸籍上の性別に違和を抱えている人に、戸籍上の性別で結婚することを強制とするのかといった問題もある。

このように、同性カップルが結婚や結婚に準じる法的保障を求めてきたこととは裏腹に、結婚とは切り離された社会保障制度を背景として、ヨーロッパでは異性カップルが結婚から撤退しつつあることが指摘されている。結婚に代表される権利義務がパートナーと生きていくうえで重要だとしても、それを結婚という形で保障されるべきなのか、まとめて、

一度に、保障されるべきなのかもまた、問われているのである。そうした中で、同性カップルを念頭に置いて作られつつも異性カップルへと開かれた同性パートナー制度の一部は、まさに結婚に準ずる仕組みとして、結婚への中間ステップとして活用されてきたという側面もある。

4. 法律婚主義と「結婚への大いなる飛躍」

前節でみたように、同性カップルの権利保障に向けた道の途中で同性パートナー制度という過渡期的・中間的な準婚姻制度が構想され制度化されたことは、もちろん性的マイノリティの権利保障にとって重要であっただけでなく、家族論の観点からは非常に重要な示唆を含んでいる。というのも、同性パートナー制度に対する異性カップルの一定の「需要」は、異性カップルにおける結婚の意味と位置づけの変化と新たなステップの必要性を示唆するからである。以下では、非婚化・晩婚化が進行する現代では、歴史的に特別なものとされた結婚への大きな飛躍が問題となっており（1）、中間段階における中間的な権利保障が必要である点（2）をみていこう。

（1）「聖別」された結婚と公私の二元

歴史的に、結婚はそれ以外の社会関係とは根本的に異なるものであると想定されてきた。もちろん、キリスト教における結婚は秘蹟のひとつとして特別な意味を与えられていただけでなく、その後の西洋哲学の中でも、単なる社会関係のひとつである以上の特別な地位を与えられてきたのである。たとえば、哲学者I・カントは、「互いの人格を道具としてではなく目的として尊重すべし」という有名な格率のもとで、性関係は「互いの性器を占有する関係」である結婚によってのみ調和できると考えていた（齊藤 2017:74）。たとえばまた、社会学者G・ジンメルは、二者関係ではなく三者関係を社会の端緒として位置づけている（Simmel 1908=1994:100-104）。このような、結婚とそれに付随する出産によって生じる家族がそれ以外の社会関係と根本的に異なり、別の原理が妥当するという考え方は、近代において愛情と結びつくことで「近代的公私二元論」（野崎 2003）と呼ばれ、愛情に基づく夫婦と家族は自律的で最も重要なプライバシーの拠点であり、社会的に保護される対象であるという考え方のもとで制度化されてきた。

それゆえ、「結婚」を（再）定義することは、すなわち最大限尊重され保護されるべき社会関係を（再）定義することであり、どうしても論争的なものにならざるを得ない。逆にまた、かつてであれば、当然に同居して家計を同一にして性関係を持ち子どもを育てることが結婚の内実であると考えて差し支えなかったかも知れない。日本では、事実婚が法律婚に比べて低く扱われながらも特定の条件下で一定の保護を受けてきたのも、こうした近代的な結婚の内実を満たしてはいることと関係している（参照：善積 1992;1997）。ところ

が、結婚の中心が経済関係から愛情へとシフトしていくと、家計や同居で結婚の内実を定義することが難しくなってくる。非法律婚カップルや、週末婚、別居婚といった同居では無く愛情を中心とした結婚の定義の転換は、結婚に比肩する「保護に値する十分に安定的で信頼に足る関係か」の判断基準をつかみ所のないものにしてしまった。たとえば、上でみた同性パートナー制度が宣誓や証明書の発行に際して様々な条件を課すのも、それが結婚に比肩する「保護に値する十分に安定的で重要な関係か」という基準をクリアするためであり、ここで「刹那的な取るに足らない関係」と対比されている³。結婚と結婚でない関係の間には深い溝があり、両者を超えるには相当の跳躍が必要になるのである。

こうした結婚への跳躍は、逆に「結婚へのハードルの高さ」として、近年、晩婚化・未婚化をますます深刻なものにしている。たとえば、日本の未婚率は年々上昇しており 2050 年ごろには 3 割を超えることが予想されている。若者の未婚化・晩婚化の原因はさまざまに分析されているが、とりわけ経済的な理由やマッチングの困難などが指摘されているが、その背景には何も考えずに結婚は誰もがするものだとして結婚していた時代から、一生共に生きていくに値する理想の結婚相手を吟味して選ぶ時代への変化がある（山田 2014）。それゆえ、結婚や家族を避けているのではなく、むしろ結婚や家族の理想が高すぎることで、人々を結婚から遠ざけているというのが日本の現状に近い。

（２）結婚に至る中間ステップの不在と支援の必要性

こうした「結婚へのハードルの高さ」による未婚化・晩婚化は、ヨーロッパでは法律婚を経なくても様々な社会保障にアクセスできるようになったことを通じて結婚からの撤退と婚外子率の上昇を導いたのとは異なり、日本ではたとえ共同生活を送っていたとしても法律婚で無ければ制度的優遇を得られない状態を維持したまま、社会保障制度における強い家族主義と法律婚主義を温存してきた（善積 1992;1997）。

これに加えて、結婚に至る中間ステップの不在が、結婚への跳躍を一層困難なものにしている。たとえば、欧米と比べると日本を含むアジア諸国は、結婚前のカップルが一緒に住むことで結婚を試すという習慣に乏しく、カップルは一足飛びに結婚へと跳躍する必要があることになる。たとえば、異性カップルのうち結婚と同棲を合計したカップル同居率は、日本・韓国・フランス・スウェーデンで比較しても大きくかわらない（60～65%）ものの、このうち同棲の割合は日本と韓国が 1.3%しかないのに対して、フランスは 29.2%、スウェーデンは 25.6%であり、異性カップルの 1/3 以上が法律婚を結ばない同棲や事実婚となっている（内閣府 2010）。

しかしながら、近年では日本でも同棲に対する意識が変化しており、いわば結婚に至る中間ステップとしての同棲について、どのように支え後押ししていくかを考える必要がある。この点、近年日本でも徐々にではあるが、同棲を経験する人も増加しており、1987 年の 18 歳から 34 歳の独身者を対象にした調査では、現在または過去に同棲を経験した人は

男性 3.2%、女性 2.8%であったが、2005 年の調査では男性 7.9%、女性 7.3%にまで上昇している（不破、2010：78）。2004 年の 18 歳から 49 歳までの女性を対象にした調査では、およそ半数が同棲に「抵抗がない、またはあまりない」と答えているほか、20 歳から 49 歳までの女性を対象にした研究によると、回答者の 30%が「今後同棲してみたい」と回答しており、20 歳代前半の女性では過半数の 52%にものぼっている（不破、2010：79）。

それゆえ、現在の同性パートナー制度を可能であれば異性カップルにも利用可能なものへと広げていくことは、同性カップルの利害にかなうだけでなく、結婚への道半ばにある異性カップルにも重要な選択肢を与える可能性がある。もちろん、権利保障を求める異性カップルであれば結婚という選択肢があり、わざわざパートナー制度を選ぶ実益が少ないようにみえるかもしれない。しかし、上でみたように、結婚とそれ以外の関係が大きく隔てられている日本社会においては、結婚に至る中間ステップとして何らかの権利保障の必要性という点では、フランスほど極端でないかもしれないが、異性カップルにも一定の需要がある。今すぐに結婚を決意できないとしても、カップルが試みに同棲すること、同棲することで利益があることは、その後結婚に進むとしても、やはり後戻りするとしても、パートナーシップの段階的形成にとって重要な意味を持つだろう⁴。同時にこのことは、将来、同性婚へと権利拡大が可能になったとしても、パートナー制度を結婚へと吸収合併させずに独自の位置づけを保つ必要性をも示唆している。パートナー制度は、たとえ結婚と等しい権利が保障されたとしても結婚そのものではないが、まさに結婚ではないがゆえに独自の意義を持ちうる。こうした戦略は、「異性カップルには結婚制度を、同性カップルにはパートナー制度」という棲み分けを壊し、同性婚の法制化とは逆サイドから「差別的カテゴリー」を解消することになる。最終的には異性カップルも同性カップルも、結婚制度とパートナー制度を選択できるようにすることが必要だろう⁵。

5. おわりに：パートナーシップの多様性と段階性

本稿の目的は、現在自治体レベルで進行している同性パートナー制度の制定が、同性カップルの権利保障を超えて持ちうるインパクトについて検討することであった。具体的には、同性カップルの権利保障の拡大過程と日本の状況について概観したうえで（2 節）、結婚に満たないパートナー制度独自の意義について同性カップルに限らない新しい関係の選択肢といった点について議論してきた（3 節）。とりわけ、同性パートナー制度が同性カップルのみならず異性カップルにとっても利用可能になることで、パートナーシップの多様性のみならず段階性という視点が重要になることを論じた（4 節）。

もちろん、私はここで現在自治体を中心に広がりつつある同性パートナー制度が「異性カップルにとっても意義があるという理由で」推進されるべきだといいたいわけではないし、同性婚が認められるべきでないと主張しているわけでもない。現在、結婚という重要な制度にアクセス可能であり、男女であれば事実婚という形である程度間接的な保護を

受けることが可能な異性カップルと、長らく無権利状態に置かれてきた性的マイノリティを同列に論じることは適切ではない。また、どれほど現行の結婚制度に問題や欠陥があるとしても、それが異性カップルに認められる限りにおいては当然に同性カップルに認められるべきであり、制度の問題や欠陥を理由に特定の人々を制度から排除することは紛れもない差別であり許されない。

しかし、同性パートナー制度から反射的に見えてくるのは、日本の強い法律婚主義を背景とした、カップルが結婚に至るまでの中間ステップの不在であり、多様であり段階的であるはずのパートナー関係を、完全な結婚とそれ以外に分ける二元論的思考である。それゆえ、結婚も社会制度の一つである以上、万人に開かれる必要があると同時に、批判的に再構成される必要がある。この点、法学者・谷口洋幸が指摘するように、「多様性の承認という言葉が、多数派や既得権者のもつ伝統的で一面的な価値観を無傷のままに温存し続けてしまう可能性には注意が必要である……（中略）……むしろ、これまでの伝統的な価値観や主流派の生き方そのものを問い直し、必要ならば瓦解させていくことこそが、多様性の承認といえる」（谷口 2012:76）という指摘は極めて重要であろう。

たしかに、自ら進んで選択しなければ誰に対しても何の責任も負わなくてかまわない市民社会において、それが異性であれ同性であれ、誰かと互いに支え合いながら共に責任を負って生きて行こうという判断は、重要な社会的価値を有している。ましてや、それが共に次世代を担う子どもを（産み）育てて行こうという判断であれば、異性であれ同性であれ、なおさら手厚い社会的な支援が必要不可欠になる。

しかし、だとすればなおさら、私たちはこうした判断の結果を支えるだけでなく、こうした判断に至り深めるまでのプロセスをも、段階的に支えていく必要があると考えることもできる。これまで異性カップルに独占されてきた結婚を同性カップルに広げることによって、私たちは結婚とパートナーシップの多様性を手に入れることができることに加えて、さしあたり同性カップルを念頭に置いていたパートナー制度を異性カップルにまで広げることによって、私たちはパートナーシップの段階性を手に入れることができるかもしれない。かつてのように結婚が誰にでもできる当たり前のものではなくなった現在、人々が結婚というパートナーシップの理想へと登ろうとするならば、もう少し丈の低い階段を必要としている。

もちろん、ここで結婚が誰にとっても理想のパートナーシップであると主張しているわけではない。そうでなく、無関係な赤の他人か／生涯を共にする一心同体の伴侶かという二分法を離れて、幅が広く段差の低い責任と保障の階段ができあがったとき、私たちは必ずしも一番上まで登ることをしなくてもよいことに気づくだろう。そのときこそ、私たちは二人で、あるいは周りの仲間と相談しながら、自分たちにとって居心地の良い階段の途中で腰を下ろしたり、必要に応じて階段を一步上りときに一步下りたりしながら、本当の意味で多様なパートナーシップを作り育てていくことが可能になるのではないだろうか。

【注】

- ¹ この点、domestic partnership は、「同性パートナーシップ」と訳されたり、DP と略されたりする場合が少なくないが、「-ship シップ」は抽象名詞化の接尾語に過ぎないので「同性パートナー制度」と用いる方が簡便であると思われるため、一般名称としてはこの表記で統一する。もちろん、具体的な各制度が持つ固有名としてはこの限りではない。
- ² レズビアン（女性同性愛者）・ゲイ（男性同性愛者）・バイセクシャル（両性愛者）・トランスジェンダー（身体の性と性自認が異なる者）の英語の頭文字をとった、性的マイノリティの総称のこと。
- ³ もちろん、異性カップルであれば形式的な婚姻届（と証人二人）のみで当然に十分に安定的で信頼に足る関係であることを証明できることと比べてバランスを欠く（中川 2016:219）というのはその通りであり、また現在では法律婚カップルのおよそ 3 組に 1 組が離婚する事実も考慮すべきだろう。
- ⁴ この点については、従来の結婚が異性カップルに限定されていることのみならず、性的親密性・共同生活・ケアといった家族的ニーズを「まとめて」扱おうとすることの困難と、それを分節化していくことの必要性を論じている（久保田 2009:2011）。
- ⁵ こうした「異性も同性も、同性婚もパートナー制度も」といった結論自体は、同性婚とパートナー制度をめぐってこれまでも議論されてきた点であり、特段に目新しいわけではない。たとえば、中川は憲法 13 条の幸福追求権から、「異性でもこの制度を使えることが望ましい」（中川 2016:218）と述べている。さらに、アメリカの法学者 R・ウェストはシビル・ユニオン制度のようなパートナー制度に、単なる婚姻の平等を超えた婚姻制度再編の端緒としての役割を期待している（West 2007：特に最終章）。

【文献リスト】

- Chauncey, George, 2004, *Why Marriage?: The history shaping today's debate over gay equality*, New York, (=2006 上杉富之・村上隆則訳『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店)．船橋恵子, 2011, 「フランスの家族——新しい絆を模索する社会」『家族社会学研究』23(2): 209-218.
- 不破麻紀子, 2010, 「同棲経験者の結婚意欲」佐藤博樹・永井暁子・三輪哲編『結婚の壁——非婚・晩婚の構造』勁草書房 77-96.
- 角屋学, 2004, 「世界の同性パートナー制度——同性愛者の権利は、世界的な議論へ発展」赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編『同性パートナー——同性婚・DP 法を知るために』社会批評社:126-142.
- 久保田裕之, 2009, 「『家族の多様化』論再考——家族概念の分節化を通じて」『家族社会学研究』21(1):78-90.
- , 2011, 「家族福祉論の解体——家族／個人の政策単位論争を超えて」『社会政策』3(1):113-123.
- 二宮周平編, 2017, 『性のあり方の多様性——一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社.
- 野崎綾子, 2003, 『正義・家族・法の構造転換——リベラル・フェミニズムの再定位』勁草

書房.

齊藤笑美子, 2017, 「婚姻——カップルの特別扱いに合理性はあるか？」 谷口洋幸・綾部六郎・池田弘乃編, 『セクシュアリティと法——身体・社会・言説との交錯』法律文化社: 67-78.

Simmel, Georg., 1908, *Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*. (=1994, 居安正訳『社会学 上・下』白水社).

棚村政行・中川重徳編, 2016, 『同性パートナーシップ制度——世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版

谷口洋幸, 2012, 「性的マイノリティと法制度——性別二元制・異性愛主義への問いかけ」『講座ジェンダーと法—第4巻ジェンダー法学が切り開く展望』日本加除出版株式会社:67-79.

West., Robin, 2007, *Marriage, Sexuality and Gender*, Paradigm Publishers.

山田昌弘, 2014, 『「家族」難民——生涯未婚率 25%社会の衝撃』朝日新聞出版社.

善積京子, 1992, 『非婚を生きたい——婚外子の差別を問う』青木書店.

善積京子, 1997, 『<近代家族>を超える——非法律婚カップルの声』青木書店.

〔報告書〕

内閣府, 2010, 『少子化に関する国際意識調査』

厚生労働省, 2015, 『厚生労働白書』.

渋谷区, 2017, 『渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書』(平成 29 年 11 月 5 日).

〔新聞記事〕

朝日新聞 2015/2/18 「首相、同性婚「現憲法で想定されぬ」 専門家には異論も」

毎日新聞 2016/5/12 「イタリア結婚に準ずる権利認める 同性カップル法が成立」

日経新聞 2017/5/24 「台湾、同性婚を合法化へ アジア初 憲法法廷が判断」

朝日新聞 2009/9/23 「私たち「結婚未満」——連帯市民協約 仏で 10 年」